



茨城県報

第 1 3 6 8 号

平成14年 5 月30日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員課) 2

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (監理課) 2

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則 (運転免許課) 3

(教 育 委 員 会)

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則..... 3

(公 安 委 員 会)

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 5

告 示

地方総合事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課)27

保健所長に交付決定を委任する補助金 (人事課)29

福祉事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課)30

土地改良事務所長に交付決定を委任する補助金 (人事課)30

使用料の徴収事務の委託 (新線・つくば調整課)31

茨城県社会福祉事業功労者・自立更正者褒賞規程の一部改正 (厚生総務課)31

救急医療協力診療所の指定取消し (医療整備課)31

大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (商業流通課)32

道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課)36

道路の供用の開始 (道路維持課)37

廃川敷地等の決定 (河川課)37

使用料の徴収事務の委託 (6 件) (公園街路課)38

(公 安 委 員 会)

警備員の検定の実施.....40

公 告

茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況 (総務課)41

平成14年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)43

落札者等の公示 (出納第二課)44

落札者等の公示 (5 件) (下水道課)44

規 程
(企 業 局)

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程.....47

規 則

茨城県規則第53号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年茨城県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「監獄」の次に「(少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、同条第 2 号中「(昭和23年法律第168号)」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県規則第54号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号の備考中

「1 工事請負契約上の債務の履行を保証人が保証する契約を締結する場合には、第 4 条を次の条文中に差し替
え、及び第45条の次に第45条の 2 を加える。」

「1 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第 9 条第 1 項に
規定する対象建設工事である場合は、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、

「5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用 とする。 に、

(2) 再資源化等に要する費用

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」

2 工事請負契約上の債務の履行を保証人が保証する契約を締結する場合には、第 4 条を次の条文中に差し替
え、第45条の次に第45条の 2 を加える。」

「2 契約の保証」を「3 契約の保証」に、「3 この契約が」を「4 この契約が」に、「4 その他この契約書」
を「5 その他この契約書」に改める。

様式第 4 号中

「注 「延長 及び「増減」については、不用のものを消すこと。 を
短縮」 」

「注 1 「延長 及び「増減」については、不用のものを消すこと。
短縮」

2 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第 9 条第 1
項に規定する対象建設工事である場合は、

「4 変更設計図書 別冊のとおり に
5 その他の変更事項 別冊のとおり」 とあるのは、

「4 解体工事に要する費用等に係る変更事項
5 変更設計図書 別冊のとおり とすること。

6 その他の変更事項 別冊のとおり 」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第55号

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県技能審査用自動車貸付規則の一部を改正する規則

茨城県技能審査用自動車貸付規則（昭和44年茨城県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1,050円」を「1,100円」に改める。

付 則

この規則は、平成14年 6月 1 日から施行する。

（ 教 育 委 員 会 ）

茨城県教育委員会規則第12号

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月30日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

茨城県県立学校管理規則及び茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則

（茨城県県立学校管理規則の一部改正）

第 1 条 茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（学年及び学期）

第 7 条 学年は、4月 1 日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

2 学期は、次に掲げる学期制から、校長が定め、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならぬ。

2 学期制 前期 4月 1 日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学期制 第 1 学期 4月1日から7月31日まで

第 2 学期 8月1日から12月31日まで

第 3 学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の学期は、前項に規定する3学期制とする。

第8条第1項第6号を次のように改める。

(6) 夏季休業日

ア 2学期制のもの 7月23日から8月31日まで

イ 3学期制のもの 7月21日から8月31日まで

第8条第1項第7号中「(単位制による課程に限る。)」を「(2学期制の高等学校に限る。)」に改める。

第8条第1項第10号中「教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」を「教育長」に改める。

第10条第2項中「(様式第3号)」を削り、「毎年12月31日」を「毎年11月30日」に改め、「教育長の承認を受けなければならない」を「教育長に届け出なければならない」に改める。

第10条第3項中「(様式第4号)」を「(様式第3号)」に、「(様式第5号)」を「(様式第4号)」に、「(様式第6号)」を「(様式第5号)」に改める。

第15条中「(様式第7号)」を「(様式第6号)」に改める。

第16条中「(様式第8号)」を「(様式第7号)」に改める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号から様式第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第2条 茨城県県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次に掲げる学期制から、校長が定め、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出なければならない。

2 学期制 前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学期制 第 1 学期 4月1日から7月31日まで

第 2 学期 8月1日から12月31日まで

第 3 学期 1月1日から3月31日まで

第6条第1項第6号を次のように改める。

(6) 夏季休業日

ア 2学期制のもの 7月23日から8月31日まで

イ 3学期制のもの 7月21日から8月31日まで

第6条第1項第7号中「(単位制による課程に限る。)」を「(2学期制の高等学校に限る。)」に改める。

第6条第1項第10号中「教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」を「教育長」に改める。

第27条の2中「単位制による課程のうち定時制の課程」を「学年による教育課程の区分を設けない定時制課程」に、「当該単位制による課程」を「当該課程」に改める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 7 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月30日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和53年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第29条の 2」に改める。

第13条に次の 2 号を加える。

(13) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、普通自動車 (原動機の大きさが、総排気量については 0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。) 又は大型特殊自動車を運転しないこと。

(14) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。

第15条中「に規定する」を「の」に改め、「2 部」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 公安委員会は、前項の安全運転管理者等資格認定申請書の提出を受けた場合において、規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号の認定をしたときは、申請者に安全運転管理者等資格認定書 (様式第15号の 2) を交付するものとする。

第22条第12号を次のように改める。

(12) 道路において、車両から旗、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。

第24条第 1 項中「運転免許試験」を「法第89条第 1 項の運転免許試験 (以下「運転免許試験」という。), 法第89条第 2 項の検査 (以下「検査」という。)」に改め、「再試験」の次に「(以下「再試験」という。)」を加え、同項第 1 号中「運転免許試験」の次に「, 検査」を加え、同項第 2 号中「第97条の 2 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、同項第 3 号中「及び原動機付自転車免許」を「, 原動機付自転車免許, 大型特殊自動車免許及び牽引免許」に、「第97条の 2 第 1 項第 1 号」を「第97条の 2 第 1 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第97条の 2 第 1 項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加える。

第25条の見出しを「(試験又は検査の日時等の指定)」に改め、同条第 1 項中「運転免許試験」の次に「又は検査」を、「試験」の次に「又は検査」を加え、同条第 2 項中「試験」の次に「又は検査」を、「(様式第25号)」の次に「又は技能検査受検票 (様式第25号の 2)」を加える。

第26条中「運転免許試験」の次に「, 検査及び再試験」を、「当該運転免許試験」の次に「, 検査又は再試験」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

(適性検査受検命令書)

第26条の 2 法第90条第 6 項又は法第103条第 5 項の規定による適性検査の受検の命令は、適性検査受検命令書 (様式第25号の 3) により行うものとする。

(診断書提出命令書)

第26条の 3 法第90条第 6 項又は法第103条第 5 項の規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書 (様式第25号の 4) により行うものとする。

第28条中「第29条第 2 項」を「第29条第 3 項」に、「に規定する申請書 (同項に規定するものについては法第104条

の 4 第 1 項後段の申出に係るものに限る。)」を「(法第104条の 4 第 1 項後段の申出に係るものに限る。) に規定する申請書」に改める。

第29条を次のように改める。

(臨時適性検査通知書)

第29条 法第102条第 1 項の規定による免許試験 (仮免許試験を除く。) に合格した者に対する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書 (様式第27号) により行うものとする。

2 法第102条第 1 項の規定による仮免許試験に合格した者に対する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書 (仮運転免許) (様式第27号の 2) により行うものとする。

3 法第102条第 1 項又は第 2 項の規定による免許 (仮免許を除く。) を受けた者に対する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書 (様式第27号の 3) により行うものとする。

4 法第102条第 1 項又は第 2 項の規定による仮免許を受けた者に対する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書 (仮運転免許) (様式第27号の 4) により行うものとする。

5 法第107条の 4 第 1 項の規定による適性検査の通知は、臨時適性検査通知書 (様式第27号の 5) により行うものとする。

第 6 章中第29条の次に次の 1 条を加える。

(運転経歴証明書の申請等)

第29条の 2 法第104条の 4 第 5 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書 (様式第27号の 6) により行うものとする。

2 法第104条の 4 第 6 項の規定により交付する運転経歴証明書の様式は、運転経歴証明書 (様式第27号の 7) のとおりとする。

第30条の表中

法第108条の 2 第 1 項第 8 号の講習	原付講習受講申請書 (様式第35号)		を
法第108条の 2 第 1 項第 8 号の講習	原付講習受講申請書 (様式第35号)		に、
法第108条の 2 第 1 項第 8 号の 2 の講習	旅客車講習受講申請書 (様式第35号の 2)		
法第108条の 2 第 1 項第 9 号の講習	指定自動車教習所職員講習受講申請書 (様式第35号の 2)		を
法第108条の 2 第 1 項第 9 号の講習	指定自動車教習所職員講習受講申請書 (様式第35号の 2 の 2)		に、
法第108条の 2 第 1 項第11号の講習	特定失効者以外の者による申請	更新時講習受講申請書 (様式第35号の 3)	を
	特定失効者による申請	更新時講習受講申請書 (特定失効者用) (様式第35号の 4)	
法第108条の 2 第 1 項第11号の講習 (規則第38条第12項第 1 号の表の一の項の優良運転者に対する講習 (以下「優良講習」という。), 同表の二の項	特定失効者以外の者による申請	更新時講習受講申請書 (様式第35号の 3)	

の一般運転者に対する講習 (以下「準優良講習」という。), 同表の三の項の違反運転者等に対する講習 (以下「通常講習」という。) 又は同表の四の項の違反運転者等に対する講習 (以下「初回講習」という。))	特定失効者による申請	更新時講習受講申請書 (特定失効者用) (様式第35号の4)

に,

法第108条の2第2項の講習で令第37条の6の国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの	更新時講習受講申請書 (様式第35号の3)
---	-----------------------

を

備考 この表及び別表において「特定失効者」とは、法第97条の2第1項第2号に規定する特定失効者をいう。

法第108条の2第2項の講習で令第37条の6第2号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの (運転免許に係る講習に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第4号) 第2条第1項第2号に定めるものに限る。)	特定任意講習受講申請書 (様式第35号の5の3の2)
---	----------------------------

法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号によるコースにおいて自動車等を運転することにより加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習	チャレンジ講習受講申請書 (様式第35号の5の3の3)
--	-----------------------------

法第108条の2第2項の講習で令第37条の6の2第1号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の一の項の基準に適合するもの	特定任意高齢者講習 (簡易) 受講申請書 (様式第35号の5の3の4)
--	--	-------------------------------------

に

	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者以外のものに対して行う講習で運転免許に係る講習に関する	特定任意高齢者講習 (通常) 受講申請書 (様式第35号の5の3の5)
--	--	-------------------------------------

	規則第 2 条第 1 項第 1 号の表の 二の項の基準に適合するもの	
備考 この表及び別表において「特定失効者」とは、法第97条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者をいう。		

改める。

第31条の表中

法第108条の 2 第 1 項第11号の講習（規則第38条第11項第 1 号ただし書の規定によるものを除く。）で茨城県警察本部交通部運転管理課において行うもの以外のもの	一般講習受講通知書（様式第35号の 5 の 6）
--	--------------------------

を

法第108条の 2 第 1 項第11号の講習（通常講習及び初回講習に限る。）で茨城県警察本部交通部運転管理課において行うもの以外のもの	通常・初回講習受講通知書（様式第35号の 5 の 6）
---	-----------------------------

に

改める。

別表中

令第13条第 1 項の規定による緊急自動車の指定の申請又は届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第14条の 2 第 1 号又は第 2 号の規定による道路維持作業用自動車の届出又は指定の申請	
第 7 条第 2 項の規定による指定証等の記載事項の変更の届出	
第 7 条第 3 項の規定による指定証等の再交付の申請	
第 7 条第 4 項の規定による指定証等の返納の届出	

を

令第13条第 1 項の規定による緊急自動車の指定の申請	交通企画課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第13条第 1 項の規定による緊急自動車の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第14条の 2 第 1 号の規定による道路維持作業用自動車の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第14条の 2 第 2 号の規定による道路維持作業用自動車の指定の申請	交通企画課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 2 項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の記載事項の変更の届出	交通企画課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 2 項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の記載事項の変更の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

に、

第 7 条第 3 項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の再交付の申請	交通企画課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 3 項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の再交付の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 4 項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の返納の届出	交通企画課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第 7 条第 4 項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の返納の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

法第89条の規定による運転免許の申請	1 茨城県警察本部交通部運転免許課において運転免許試験を受験する場合	運転免許課長
	2 茨城県水戸警察署の管轄区域に位置する公安委員会が指定する施設において仮免許の運転免許試験を受験する場合	
	3 1及び2に掲げる場合以外の場合	試験を実施する場所を管轄する警察署長

を

法第89条第1項の規定による運転免許の申請	1 茨城県警察本部交通部運転免許課において運転免許試験を受験する場合	運転免許課長
	2 茨城県水戸警察署の管轄区域に位置する公安委員会が指定する施設において仮免許の運転免許試験を受験する場合	
	3 1及び2に掲げる場合以外の場合	試験を実施する場所を管轄する警察署長
法第89条第2項の規定による検査の申請		運転免許課長

に、

令第33条の6第1項第1号口、第2項第1号八又は第3項第1号口の規定による教習の課程の指定	運転免許課長
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）の規定による申請、届出等	
規則第18条の4の規定による限定解除審査の申請	

を

令第33条の6第1項第1号口、第2項第1号八又は第3項第1号口の規定による教習の課程の指定	運転免許課長
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平	

に、

成 6 年国家公安委員会規則第 1 号) の規定による申請, 届出等	
規則第18条の 5 の規定による限定解除審査の申請	

法第101条第 1 項の規定による運転免許証の更新又は法第101条の 2 第 1 項の規定による更新期間前における運転免許証の更新の申請	1 2 から 4 までに掲げる者以外のもの	運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長
	2 法第101条の 3 第 1 項ただし書に規定する者 (4 に掲げる者を除く。)	運転免許課長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	3 優良運転者 (4 に掲げる者を除く。)	
	4 新たに条件 (身体の障害によるもので, 眼鏡等及び補聴器の使用以外のものに限る。) を付し又はその変更が必要である者	運転免許課長

を

法第101条第 1 項の規定による運転免許証の更新又は法第101条の 2 第 1 項の規定による更新期間前における運転免許証の更新の申請	1 2 から 4 までに掲げる者以外のもの	運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長
	2 法第101条の 3 第 1 項ただし書に規定する者 (4 に掲げる者を除く。)	運転免許課長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	3 優良運転者 (4 に掲げる者を除く。)	
	4 新たに条件 (身体の障害によるもので, 眼鏡等及び補聴器の使用以外のものに限る。) を付し又はその変更が必要である者	運転免許課長
法第101条の 2 の 2 第 1 項の規定による運転免許証の更新の申請		運転免許課長

に,

法第104条の 4 第 1 項の規定による運転免許の取消しの申請	運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長
----------------------------------	--------------------------

を

法第104条の 4 第 1 項の規定による運転免許の取消しの申請	運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長
法第104条の 4 第 5 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請	運転免許課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長

に,

法第108条の 2 第 1 項第 4 号の規定による普通車講習の受講の申請	講習を実施する場所を管轄する警察署長
法第108条の 2 第 1 項第 5 号の規定による大型二輪車講習の受講の申請	

法第108条の2第1項第6号の規定による普通二輪車講習の受講の申請		を
法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第8号の規定による原付講習の受講の申請		

法第108条の2第1項第4号の規定による普通車講習の受講の申請	講習を実施する場所を管轄する警察署長	に、
法第108条の2第1項第5号の規定による大型二輪車講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第6号の規定による普通二輪車講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第7号の規定による応急救護処置講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第8号の規定による原付講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第8号の2の規定による旅客車講習の受講の申請		

法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習の受講の申請	1 2及び3に掲げる者以外のもの	運転管理課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長	を
	2 優良運転者(3に掲げる者を除く。)で規則第38条第11項ただし書の規定による講習を受けようとするもの	運転管理課長又は茨城県内のいずれかの警察署長	
	3 特定失効者	運転管理課長	
法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習の受講の申請			
法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習の受講の申請			

法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習の受講の申請	1 2及び3に掲げる者以外のもの	運転管理課長又は申請者の住所地を管轄する警察署長	に、
	2 優良運転者(3に掲げる者を除く。)	運転管理課長又は茨城県内のいずれかの警察署長	
	3 特定失効者	運転管理課長	
法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習の受講の申請			

<p>法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習の受講の申請</p>			
<p>法第108条の2第2項の規定による講習で令第37条の6の国家公安委員会規則で定める基準に適合する特定任意講習の受講の申請</p>	<p>講習を実施する場所を管轄する警察署長</p>	<p>を</p>	
<p>法第108条の2第2項の規定による講習で令第37条の6第2号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する特定任意講習（運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第2号に定めるものに限る。）の受講の申請</p>	<p>講習を実施する場所を管轄する警察署長</p>		
<p>法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号によるコースにおいて自動車等を運転することにより加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習の受講の申請</p>	<p>運転管理課長</p>		
<p>法第108条の2第2項の規定による講習で令第37条の6の2第1号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する特定任意講習の受講の申請</p>	<p>1 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の一の項の基準に適合するもの</p> <p>2 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者以外のものに対して行う講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の二の項の基準に適合するもの</p>	<p>運転管理課長</p>	<p>に、</p>
<p>規則第38条の4の2第3項に規定する違反者講習を受けないことについてのやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出</p> <p>運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）の規定による申請、届出等</p> <p>法第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定の申請</p>	<p>運転管理課長</p>		

法第108条の 6 第 1 項の規定による講習業務規程の認可又はその変更の認可の申請	を
法第108条の10の規定による講習の休止又は廃止の許可の申請	
指定講習機関規則の規定による申請, 届出等	

規則第38条の 4 の 2 第 3 項に規定する違反者講習を受けないことについてのやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出	運転管理課長	に
運転免許に係る講習に関する規則の規定による申請, 届出等		
法第108条の 4 第 1 項の規定による指定講習機関の指定の申請		
法第108条の 6 第 1 項の規定による講習業務規程の認可又はその変更の認可の申請		
法第108条の10の規定による講習の休止又は廃止の許可の申請		
指定講習機関規則の規定による申請, 届出等		

改める。

様式第15号の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号の 2

安全運転管理者等資格認定書

氏 名 _____

年 月 日生

上記の者は、道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号
第 2 項第 2 号に規定する同等以上の能力を有するものであることを認定する。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

様式第25号の次に次の 3 様式を加える。

様式第25号の2

うら側にのりをつける

技能検査受検票

写 真	免許種別	第 種		注 意 1 検査に合格すると合格の日から6箇月間有効です。 2 この次の受検のときは、この受検票を申請書につけて出して下さい。 3 この受検票をやぶいたり、よごしたりすると無効となることがありますから大切に取扱って下さい。 4 この受検票の再発行はいたしません。 茨城県公安委員会
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平	年 月 日生	
検査場	受検日	受検番号		
	月 日	番		
	月 日	番		
	月 日	番		
	月 日	番		
	月 日	番		
備考				

写真をはがすと無効になります。

様式第25号の3

適性検査受検命令書

年 月 日

住所

殿

茨城県公安委員会 印

第90条第6項
道路交通法
第103条第5項
の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

拒 否 又 は 保 留
保 留 の 処 分 を
取 消 し 又 は 効 力 の 停 止
効 力 の 停 止

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の

受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	

その他必要な事項	
備 考	

備考 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

様式第25号の4

診断書提出命令書

年 月 日

住所 殿

茨城県公安委員会 印

第90条第6項
道路交通法
第103条第5項

の規定により、下記のとおり、

第18条の4第2項
道路交通法施行規則
第29条の5第2項

に規定す

る要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒 否 又 は 保 留
保 留
取消し又は効力の停止
効 力 の 停 止

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

の処分を

受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」を受けることとなることを意味します。

2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、

処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

様式第27号を様式第27号の5とし、様式第26号の次に次の4様式を加える。

様式第27号

臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住所	殿
茨城県公安委員会 印	
<p>道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、臨時適性検査の通知（運転免許の保留）の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）を受けるとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

様式第27号の2

臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
年 月 日	
住所	殿
茨城県公安委員会 印	
<p>道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。</p>	

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

様式第27号の3

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

茨城県公安委員会 印

第1項
道路交通法第102条
第2項

に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、^{取 消 し}運転免許の^{の 処 分}効力の停止

を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。

様式第27号の4

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

年 月 日

住所

殿

茨城県公安委員会 印

第 1 項
 道路交通法第102条に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。
 第 2 項

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（一定の場合を除く。）のことで。

様式第27号の5の次に次の2様式を加える。

様式第27号の6

運転経歴証明書交付申請書 年 月 日		
茨城県公安委員会 殿		
住 所	茨城県 電話	
ふりがな 氏 名	-----	明大昭 年 月 日生
取消申請日及び番号	平成 年 月 日	* 第 号
----- (この線から下には記載しないこと。) -----		
	手数料はり付け欄	

	ここに収入証紙をはがれないようにはる
	ここに収入証紙をはがれないようにはる
	ここに収入証紙をはがれないようにはる

備考 1 *印の欄は記載しないこと。

2 写真 1 枚を添付すること。

(申請前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm横2.4cmの写真)

様式第27号の 7

表 面

氏 名		昭 和		年		月		日	生
住 所									
交 付	平 成	年	月	日	-				
運転経歴証明書							写 真		
二小原	平 成	年	月	日	種 類				
他	昭 和	年	月	日					
二 種	平 成	年	月	日					
						茨 城 県 公安委員会	□		

裏 面

<p>注 意 事 項</p> <p>1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前 5 年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。</p> <p>2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。</p>
--

3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。

4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

実物大 : 縦5.4cm x 横8.56cm

様式第34号を次のように改める。

様式第34号

<p>応急救護処置講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 年 月 日生</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第7号の規定による講習を受けたいので申請します。</p>	
本籍又は国籍	
住 所	電話
講 習 の 区 分	<p>1 第一種免許に対応する講習</p> <p>2 第二種免許に対応する講習</p> <p style="text-align: center;">(該当するものを で囲む)</p>
<p>手数料はり付け欄 (手数料 円)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 40%;">ここに収入証紙をはがれないようにはる</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 40%;">ここに収入証紙をはがれないようにはる</div> </div>	
備 考	

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の2を次のように改める。

様式第35号の2の2

<p>指定自動車教習所職員講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 年 月 日生</p>	
--	--

道路交通法第108条の2 第1項第9号の規定による講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
受講者の職務	技能検定員 ・ 教習指導員 ・ 副管理者 みなし学科指導員 ・ みなし技能指導員
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> </div>	
備 考	

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の次に次の1様式を加える。

様式第35号の2

旅客車講習受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2 第1項第8号の2の規定による講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
講習の区分	1 大型旅客車 2 普通旅客車 (該当するものを で囲む)
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> </div>	
備 考	

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の3を次のように改める。

様式第35号の3

更新時講習受講申請書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

電話： ()

フリガナ			生 年 月 日
氏 名	(氏)	(名)	年 月 日生
記載事項の変更の有無		有 (氏名, 本籍, 住所) ・ 無	
特定失効区分	6箇月以内		なし
	やむを得ず 今 回 の み	やむを得ず 今回及び前回	

----- (この線から下は記載しないこと) -----

交付年月日	年 月 日	照会番号	
-------	-------	------	--

講習受講日 年 月 日

優良講習	準優良講習
通常講習	初回講習
高齢者講習	特定任意講習

注) 講習区分は、該当するものを で囲む。

手数料はり付け欄 <hr/> すでに高齢者講習又は特定任意講習を受講した方は、 手数料はかかりません。

様式第35号の4を次のように改める。

様式第35号の4

更新時講習受講申請書 (特定失効者用)	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
講 習 の 区 分	優良講習 準優良講習 通常講習 初回講習 (該当するものを で囲む)
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> ここに収入証紙を はがれないようにはる </div> </div>	

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5を次のように改める。

様式第35号の5

高齢者講習受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
講 習 の 区 分	1 小型特殊免許のみを受けている者 2 1以外の者 (該当するものを で囲む)
手数料はり付け欄 (手数料 円)	

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の2を次のように改める。

様式第35号の5の2

高年齢講習受講申請書 (特定失効者用)	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
講習の区分	1 小型特殊免許のみを受けている者 2 1以外の者 (該当するものを で囲む)
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の3の次に次の4様式を加える。

様式第35号の5の3の2

特定任意講習受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
法第108条の2第2項の規定による講習で令第37条の6第2号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する特定任意講習 (運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第2号に定めるもの) を受けたいので申請します。	

本籍又は国籍	
住 所	電話
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の3の3

チャレンジ講習受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
<p>法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号によるコースにおいて自動車等を運転することにより加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習を受けたいので申請します。</p>	
本籍又は国籍	
住 所	電話
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の3の4

特定任意高齢者講習 (簡易) 受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
<p>運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の一の項に規定する講習を受けたいので申請し</p>	

ます。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の3の5

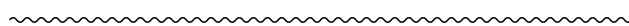
特定任意高齢者講習 (通常) 受講申請書	
年 月 日	
茨城県公安委員会 殿	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の二の項に規定する講習を受けたいので申請します。	
本籍又は国籍	
住 所	電話
手数料はり付け欄 (手数料 円)	
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる

注 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができます。

様式第35号の5の6中「一般講習受講通知書」を「通常・初回講習受講通知書」に改める。

附 則

- この規則は、平成14年6月1日から施行する。ただし、第13条に2号を加える改正規定及び第22条第12号の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に改正前の茨城県道路交通法施行細則の規定によりされている申請、届出その他の手続は、改正後の茨城県道路交通法施行細則の相当規定によりされたものとみなす。



告 示

茨城県告示第606号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第2 第1 第131項の規定により地方総合事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成13年6月7日茨城県告示第646号は、廃止する。

平成14年5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 青少年相談員事業補助金
- 2 男女共同参画地域推進事業費補助金
- 3 市町村振興事業費補助金
- 4 新しい地域づくり推進活動費補助金
- 5 いばらき広域文化交流事業費補助金
- 6 安全運転体験教育事業（小学生・青少年）補助金
- 7 北浦水質浄化環境学習支援事業費補助金
- 8 公共用水域水質保全モニター設置運営費補助金
- 9 牛久沼流域水質浄化対策事業費補助金（県南地方総合事務所長に限る。）
- 10 合併処理浄化槽設置事業費等補助金
- 11 茨城県商店街再生総合支援事業費補助金
- 12 商工会等職員設置費等補助金
- 13 茨城県商工会等リーディング事業費等補助金（茨城県商工会連合会，商工会等指導施設建設費，小規模企業広域活性化事業及び地域中小企業支援センターに係るものを除く。）
- 14 茨城県労務管理リフレッシュ事業費補助金
- 15 農業委員会補助金
- 16 経営構造対策事業費等補助金（土地及び環境基盤整備事業に係るものを除く。）
- 17 明日の農業担い手育成総合対策事業費補助金
- 18 地域農業担い手育成事業費補助金
- 19 就業機会創出支援事業費補助金（就業機会創出支援事業のうち農業会議に係るもの及び農村地域工業導入資金融通促進事業に係るものを除く。）
- 20 農業振興地域整備促進費補助金
- 21 認定農業者規模拡大円滑化助成事業費補助金
- 22 遊休農地解消総合対策事業費補助金
- 23 農業経営対策事業費補助金（認定農業者連携事業体育成事業費補助金及び認定農業者農作業受委託集積事業費補助金を除く。）
- 24 認定農業者連携事業体育成事業費補助金
- 25 農用地利用集積特別対策事業費補助金
- 26 はつらつ高齢者農村資源利用促進事業費補助金
- 27 都市農村交流対策事業費補助金
- 28 認定農業者農作業受委託集積事業費補助金

- 29 地域営農システム確立事業費補助金
- 30 耕地利用率向上推進事業費補助金
- 31 グリーン・ツーリズム活動支援事業費補助金
- 32 アグリメイトいきいき農業体験事業費補助金
- 33 農業・農村男女共同参画地域推進事業費補助金
- 34 農作物等災害助成対策費補助金
- 35 農業経営基盤強化資金利子助成補助金
- 36 農協系統事業・組織改革推進事業費補助金 (茨城県農業協同組合中央会に係るものを除く。)
- 37 水稲病虫害防止事業費補助金
- 38 農業共済団体等事務費補助金 (農業共済組合連合会に係るものを除く。)
- 39 認定農業者育成確保資金利子助成補助金
- 40 生産振興総合対策等補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 41 いばらきのうまい米づくり実践事業費補助金
- 42 水田農業経営確立対策補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 43 畑作振興対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 44 計画流通調整対策費補助金
- 45 米消費拡大推進対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 46 霞ヶ浦にやさしい農業対策事業費補助金
- 47 豊かな土づくり推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 48 環境にやさしい農業推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 49 環境にやさしい農業対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 50 茨城の麦・大豆振興対策費補助金
- 51 園芸特産産地活性化総合対策事業費補助金
- 52 果樹産地生産振興モデル事業費補助金
- 53 茨城のうまい果物産地総合推進対策事業費補助金
- 54 花のいばらき振興事業費補助金
- 55 いばらきの花産地拡大推進事業費補助金
- 56 県西地域新花き産地育成実証モデル事業費補助金
- 57 農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 58 いばらきの園芸「10アップ運動」推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 59 いばらきの野菜産地強化総合対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 60 野菜産地改革支援事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 61 輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 62 かしま・なめがた恵みの里づくり推進事業費補助金
- 63 フードシステム連携強化・循環推進対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 64 ふれあい産直販売施設整備事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 65 地方卸売市場施設整備事業費補助金
- 66 茨城県畜産関係事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)

- 67 市町村ふれあいの森整備事業費補助金
- 68 森林浴の道整備事業費補助金
- 69 林業構造改善事業費補助金 (林業構造改善対策協議会に係るものを除く。)
- 70 森林整備担い手対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 71 森林組合助成事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 72 間伐作業道開設事業費補助金
- 73 地域活動推進事業費補助金
- 74 木材利用普及啓発強化地方推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 75 平地林保全整備事業費補助金
- 76 みどりのいばらき推進事業費補助金
- 77 森林整備地域活動支援交付金
- 78 森林整備地域活動支援市町村推進事業費補助金
- 79 市町村森林整備計画策定等事業費補助金
- 80 地域材利用促進総合対策事業費補助金
- 81 特用林産物需要拡大活動等推進事業費補助金
- 82 しいたけ産地化推進協議会開催費補助金
- 83 しいたけ生産体制整備緊急対策事業費補助金
- 84 森林病虫害等防除事業費補助金
- 85 森林環境保全整備事業費補助金
- 86 水土保持森林緊急間伐対策事業費補助金
- 87 林道等事業費補助金
- 88 林道災害復旧事業費補助金
- 89 良質材生産対策推進事業費補助金
- 90 共生林整備事業費補助金
- 91 松くい虫防除事業県単補助金
- 92 さわやか樹林帯整備事業費補助金
- 93 新線農業対策事業費補助金 (県南地方総合事務所長に限る。)
- 94 高規格幹線道路農業対策事業費補助金
- 95 山村振興対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものを除く。県北地方総合事務所長に限る。)
- 96 特定農山村地域市町村活動支援事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 97 中山間地域農業経営確立事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 98 中山間地域等直接支払交付金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 99 中山間地域等直接支払推進事業費補助金 (県北地方総合事務所長に限る。)
- 100 元気な女性の農業支援事業費補助金
- 101 新田園空間創造整備事業費補助金
- 102 新田園空間創造活動支援事業費補助金

茨城県告示第607号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第12 第72項の規定により保健所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成13年 6月 7日茨城県告示第647号は、廃止する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 精神障害者共同作業訓練助成事業費補助金
- 2 市町村献血推進事業費補助金

茨城県告示第608号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第 2 第13の 2 第26項の規定により福祉事務所に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成13年 6月 7日茨城県告示第648号は、廃止する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 地域ケアシステム推進事業費補助金
- 2 在宅福祉サービスセンター運営費補助金
- 3 地区民生委員協議会活動費補助金
- 4 民生委員・児童委員費用弁償交付金
- 5 民生委員協議会交付金
- 6 市町村民生委員推薦会交付金
- 7 子育てサポーター設置事業費補助金
- 8 元気わくわく支援事業費補助金
- 9 高齢福祉対策費補助金
- 10 障害者福祉ワークス運営事業費補助金
- 11 重度身体障害者移動支援事業費補助金
- 12 特別障害者手当等事務取扱交付金
- 13 人工肛門ストマ用装具支給事業費補助金
- 14 障害者住宅改善等促進事業補助金
- 15 身体障害者保護費負担（補助）金
- 16 重度身体障害者情報バリアフリー化支援事業補助金

茨城県告示第609号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第 2 第31 第 9 項の規定により土地改良事務所に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成13年 6月 7日茨城県告示第649号は、廃止する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 農村総合整備事業補助金
- 2 基盤整備促進事業補助金
- 3 畑地基盤担い手育成調査事業費補助金
- 4 茨城県湛水防除施設等管理費補助金
- 5 農業農村整備実施計画費等補助金

- 6 農村振興基本計画作成費補助金
- 7 経営構造対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 8 畑地整備対策特別事業費補助金
- 9 21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業補助金
- 10 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業補助金
- 11 農地流動化支援水利用調整事業費補助金 (茨城県土地改良事業団体連合会に係るものは除く。)
- 12 担い手育成大区画ほ場整備推進事業費補助金
- 13 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金
- 14 用水畑作営農推進モデル事業補助金
- 15 山村振興対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 16 中山間総合整備事業補助金
- 17 ふるさと水と土ふれあい事業補助金
- 18 棚田地域等保全整備事業補助金
- 19 茨城県棚田保全活動支援事業補助金
- 20 地域用水環境整備事業補助金

茨城県告示第610号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおりつくば国際会議場に係る利用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 財団法人 茨城県科学技術振興財団
- 2 委託に係る利用料 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例 (平成11年茨城県条例第 5 号) 第 8 条に基づき利用料
- 3 委 託 期 間 平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第611号

茨城県社会福祉事業功労者・自立更生者褒賞規程 (昭和46年茨城県告示第841号) の一部を次のように改正する。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (6) 共同募金運動奉仕者 茨城県共同募金会会長
付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第612号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
池 延 医 院	稲敷郡新利根町柴崎103
下 村 医 院	岩井市岩井4435 - 3
樋 口 医 院	久慈郡大子町大子705

茨城県告示第613号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 小 濱 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミパワーセンター鹿嶋店

鹿嶋市宮中2002番地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 8 時 (一部、年間210日間は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前 9 時30分)

閉店時刻 午前 0 時 (一部午後 8 時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時15分 ~ 午後 8 時15分 (年間210日間は午後 9 時15分)

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分

(3) 変更する年月日

平成14年 5 月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正
山口 貞男	行方郡麻生町麻生40 - 1	
吉川 作男	鹿嶋市下埞 8 - 38	
小堀 秋和	鹿嶋市平井902 - 1	
ホームック関東株式会社	つくば市吾妻 4 丁目19番地10	前 田 勝 敏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,697㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 231台
- (イ) 駐輪場の収容台数 85台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 50㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 86㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
5 箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 5 時 ~ 午後 1 時

3 届出年月日

平成14年 5 月20日

茨城県告示第614号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 氏名
根 本 貞 男
- (2) 住所
つくば市大字大曾根604番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ大穂店

つくば市筑穂 1 丁目15番 6

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年 5 月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所等並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正
株式会社カメラの清水	福島県いわき市植田町中央 1 丁目 4 番地15	清 水 信 弘
文 隨 稔	つくば市上ノ室2125 - 1	
山内ひろみ	つくば市二の宮 4 - 13 - 1 - 1 - 102	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,691m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 178台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 25m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 75m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時～午後 2 時

3 届出年月日

平成14年 5 月20日

茨城県告示第615号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同

条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者にあつては名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 小 瀨 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ筑波店

つくば市大字北条内町裏5150番地11

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年 5 月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 瀨 裕 正
有限会社花仙	真壁郡明野町大字田宿314番地 3	古 橋 健 治

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,141㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 87台

- (イ) 駐輪場の収容台数 45台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 16㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 47 ㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 2 時～午後 3 時

3 届出年月日

平成14年 5 月20日

茨城県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 5 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字沼森字中里西 248番 1 地先から	旧	メートル 最大 11.2	メートル 740	
		最小 7.5		
結城郡八千代町大字沼森字塚田 505番 2 地先まで	新	最大 13.4 最小 11.5	740	歩 道 拡 幅
結城郡八千代町大字沼森字登戸前 778番 3 地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル 280	
		最小 9.0		
結城郡八千代町大字沼森字登戸 812番 1 地先まで	新	最大 12.0 最小 11.5	280	歩 道 拡 幅

茨城県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 5 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡千代川村大字鎌庭字館野 2658番地先から	旧	メートル	メートル	209
		最大 11.2		
結城郡千代川村大字鎌庭字内窪 527番 1 地先まで	新	最大 13.0	209	歩 道 拡 幅
		最小 10.5		

茨城県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 5月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
守谷市大字守谷甲2597番 3 地先から	旧 (A)	メートル	メートル	168
		最大 11.9		
守谷市百合ヶ丘 2 丁目2560番 1 地先まで	新 (A)	最大 11.9	168	迂回路設置
		最小 11.1		
	(B)	最大 15.3	194	
		最小 11.1		

茨城県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 5月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道294号
- 2 供用開始の区間 守谷市大字守谷甲2597番 3 地先から
守谷市百合ヶ丘 2 丁目2560番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 6月10日

茨城県告示第620号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 利根川水系一級河川小野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成14年 5 月30日
- 3 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
稲敷郡江戸崎町大字高田字渡場3548番30地先から 稲敷郡江戸崎町大字高田字渡し場3546番 6 地先まで	土地	5,555.76㎡

- 4 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から 3 月以内に下付の申請をしなければならない。

茨城県告示第621号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者
筑波新都市開発株式会社
- 2 委託に係る使用料
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第 7 条第 1 項に規定する洞峰公園の有料公園施設の使用料の徴収事務
- 3 委託期間
平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第622号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者
大子町
- 2 委託に係る使用料
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第 7 条第 1 項に規定する大子広域公園の有料公園施設の使用料の徴収事務
- 3 委託期間
平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

神栖町

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する港公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第624号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人茨城県開発公社

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する砂沼広域公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第625号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

笠間市

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する笠間芸術の森公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

茨城県告示第626号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成14年 5 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

筑西広域市町村圏事務組合

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第 7 条第 1 項に規定する県西総合公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

## 茨城県公安委員会告示第 6 号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の 2 に規定する警備員の検定を次のとおり実施する。

平成14年 5 月30日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

## 1 実施日時

平成14年 9 月 2 日（月）午前 8 時30分から午後 5 時35分まで

## 2 実施場所

茨城県水戸市姫子一丁目846番地の 2 (有)水戸第一自動車学校

## 3 検定種別及び級

交通誘導警備 2 級

## 4 受検定員

48名

## 5 検定の方法

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 車両の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

茨城県内に住所地のある者又は茨城県外に住居を有する警備員で茨城県内の営業所に属している者。ただし、次のいずれかに該当する者は受検することができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 警備業法第 3 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者



(3) 警備員の検定の合格を取り消され、その日から起算して3年を経過しない者

7 検定申請の手続

(1) 検定申請書の受付期間

平成14年7月2日(火)から平成14年8月2日(金)まで(「土曜日、日曜日及び祝日を除く」ただし、定員になり次第締め切る。)

(2) 検定申請書の提出先

申請者の住所地又は警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課  
 なお、郵送による検定申請は受け付けない。

(3) 添付書類

検定申請書には、次に掲げる書類を添付して正副2通を提出する。

ア 履歴書及び住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し)

イ 茨城県外に住居を有する警備員で茨城県内の営業所に属しているものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書類

ウ 警備業法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨を証する下記(ア)及び(イ)

(ア) 東京法務局が発行する登記されていないことの証明書

(イ) 本籍地役場が発行する市町村長の証明書

エ 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

オ 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ 写真2枚(申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、縦3センチメートル、横2.4センチメートル大の顔写真、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

8 検定手数料

(1) 検定手数料は22,000円。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に茨城県収入証紙により納付する。

(3) 手数料は、検定申請書の受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しない。

9 問い合わせ先

検定の詳細については、最寄りの警察署の生活安全課又は茨城県警察本部生活安全総務課警備業係(電話029-301-0110 内線3033)に問い合わせること。



**公 告**

茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況

茨城県個人情報の保護に関する条例(平成5年茨城県条例第2号)第33条の規定により、平成13年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成14年5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 個人情報保有事務の登録に関する事項

- (1) 新規登録件数 3件
- (2) 変更登録件数 1件
- (3) 廃止件数 3件

## 2 開示請求及び訂正請求に関する事項

## (1) 開示請求及び訂正請求の件数

ア 開示請求の件数 530件 (うち488件は簡易開示)

イ 訂正請求の件数 一件

ウ 開示請求の実施機関別内訳

| 区 分                   |           | 開示請求の件数   |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 知<br>事<br>部<br>局      | 総 務 部     | 1 ( - )   |
|                       | 企 画 部     | -         |
|                       | 生 活 環 境 部 | 1 ( - )   |
|                       | 保 健 福 祉 部 | 289 (284) |
|                       | 商 工 労 働 部 | 22 ( 22)  |
|                       | 農 林 水 産 部 | 1 ( - )   |
|                       | 土 木 部     | -         |
|                       | 出 納 事 務 局 | -         |
|                       | 小 計       | 314 (306) |
| 企 業 局                 | -         |           |
| 教 育 委 員 会             | 31 ( - )  |           |
| 選 挙 管 理 委 員 会         | -         |           |
| 監 査 委 員 会             | -         |           |
| 人 事 委 員 会             | 185 (182) |           |
| 地 方 労 働 委 員 会         | -         |           |
| 収 用 委 員 会             | -         |           |
| 茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | -         |           |
| 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会        | -         |           |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会   | -         |           |
| 計                     | 530 (488) |           |

( ) 内は簡易開示請求の件数で内数

## (2) 開示請求の処理状況

ア 開示決定の件数 501件 (うち488件は簡易開示)

イ 部分開示決定の件数 25件

ウ 不開示決定の件数 4件

エ その他 (不存在) - 件

## 3 不服申立てに関する事項 (かっこ内は前年度からの継続分で外数)

## (1) 異議申立ての件数 1件 (3件)

## (2) 異議申立ての処理状況

ア 却下決定の件数 - 件 (- 件)

イ 棄却決定の件数 1件 (3件)

ウ 認容決定の件数 - 件 (- 件)

エ 審理中・その他 - 件 (- 件)

~~~~~

平成14年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験の日時及び場所

期 日	時 間	場 所
平成14年 8月 2日 (金)	集 合	水城高等学校 水戸市白梅 2 - 1 - 45
	筆記及び実地	

2 試験の種類及び内容

種 類	内 容	
一 般 農業用品目 特 定 品 目 特 定 品 目 (内燃機関用メタノール に限る。)	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基 礎 化 学 3 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験	毒物及び劇物の識別及び取扱方法

3 受験資格

学歴、年齢及び性別は問わない。ただし、次の者は、試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることはできない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

なお、薬剤師及び高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学に関する学科を修了した者（規定の単位数を履修した者に限る。）は、受験する必要はない。

4 受験案内及び受験願書等の交付等

受験案内及び受験願書等は、茨城県保健福祉部薬務課及び県内の各保健所で交付する。

なお、受験案内及び受験願書等を郵送により請求する場合には、あて先を明記した返信用の封筒（角形 2）に120円切手をはったものを必ず同封し、茨城県保健福祉部薬務課へ請求すること。

5 提出書類

- (1) 毒物劇物取扱者試験願書
- (2) 戸籍抄本又は住民票抄本（本籍地の記載されているもの。住民票抄本を代理人が請求した場合、本籍地が省略される場合があるので注意すること。）
- (3) 写真（出願前 6 ヶ月以内に撮影した正面向き、上半身無帽で縦 5 cm横 5 cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入のうえ試験願書の所定の場所にちょう付すること。）
- (4) 受験手数料
10,900円の茨城県収入証紙を試験願書にちょう付して納付すること。（消印はしないこと。）

6 願書受付の日時及び場所

期 日	時 間	場 所
平成14年 7月 9日 (火) 10日 (水)	午前 9時から午後 4時まで	茨城県庁 15階 共用会議室 (1501)

7 郵送による願書提出の際の留意事項

- (1) 試験願書等を郵送する場合は、書留とすること。
- (2) 平成14年 7月10日 (水) までの消印のあるものに限る。
- (3) 通知用郵便はがきに住所及び氏名を記入し、50円切手をちょう付すること。
- (4) 受験票が平成14年 7月23日 (火) までに到着しない場合には、試験願書提出先まで問い合わせること。

8 その他

- (1) 受験手続きに関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部薬務課 029-301-3384 (ダイヤルイン)

水戸保健所	029-243-9437	竜ヶ崎保健所	0297-62-2163
ひたちなか保健所	029-265-5645	土浦保健所	0298-21-5364
大宮保健所	0295-52-1157	つくば保健所	0298-51-9287
日立保健所	0294-22-4190	下館保健所	0296-24-3911
鉾田保健所	0291-33-2158	水海道保健所	0297-22-1351
潮来保健所	0299-66-2116	古河保健所	0280-32-3021

- (2) 郵送による願書請求及び提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県保健福祉部薬務課

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

BSE 検査用 ELISA キット 一式 出納事務局出納第二課 水戸市笠原町978番 6 平成14年 5月14日
 中山商事 株式会社 茨城県日立市相賀町17番 9号 237,000円 (消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争
 入札 平成14年 4月 1日 単価契約, 最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県鹿島下水道事務所長 大 山 哲 男

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合にはその理由

重油 (J I S 1種1号) 550,000ℓ (予定数量) 茨城県鹿島下水道事務所 茨城県鹿島郡神栖町北浜9番地 14. 3. 28 宇田川石油株式会社 茨城県土浦市真鍋2丁目1番39号 24.52円/ℓ 一般競争入札
14. 2. 7

次亜塩素酸ソーダ 2,700,000kg (予定数量) 茨城県鹿島下水道事務所 茨城県鹿島郡神栖町北浜9番地 14. 3. 28 アクストシーエス株式会社 茨城県鹿島郡神栖町大字知手127番4 14.07円/kg 一般競争入札
14. 2. 7

茨城県鹿島臨海都市計画公共下水道維持管理業務 一式 茨城県鹿島下水道事務所 茨城県鹿島郡神栖町北浜9番地 14. 3. 29 鹿島都市開発株式会社 茨城県鹿島郡神栖町大野原4丁目7番1号 360,150,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~  
落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所長 伊 久 間 昇

## [掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合にはその理由

A重油 (J I S 1種2号) 828kl (予定数量) 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 14. 3. 28 橋本産業株式会社 茨城県水戸市笠原町1476番1 26,040円/kl 一般競争入札  
14. 2. 7

那珂久慈流域下水道維持管理業務 一式 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 14. 3. 29 日本ヘルス工業株式会社 東京都新宿区東五軒町3番25号 258,300,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設維持管理業務 一式 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163-8 14. 3. 29 クボタ環境サービス株式会社 東京都台東区松が谷1丁目3番5号 97,650,000

円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設焼却灰運搬処分業務委託 2,200 t (予定数量) 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂163 - 8 14. 3. 29 日立セメント株式会社 茨城県日立市平和町2丁目1番1号 13,335円 / t 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 井 上 一 郎

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合にはその理由

A重油 (J I S 1種2号) 400kl (予定数量) 茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号 14. 3. 28 サカイ株式会社 茨城県ひたちなか市堀口695番地の4 23,300円 / kl 一般競争入札 14. 3. 11

霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務 一式 茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号 14. 3. 29 日本ヘルス工業株式会社 東京都新宿区東五軒町3番25号 288,225,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務 一式 茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号 14. 3. 29 鹿島都市開発株式会社 茨城県鹿島郡神栖町大野原4丁目7番1号 79,590,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県利根流域下水道事務所長 沼 尻 昇 三

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合にはその理由

霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務 一式 茨城県利根流域下水道事務所 茨城県北相馬郡利根町布川三番割 14. 3. 29 日本ヘルス工業株式会社 東京都新宿区東五軒町 3番25号 376,425,000円 随意契約  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

高分子凝集剤 (汚泥脱水用) 40,000kg (予定数量) 茨城県利根流域下水道事務所 茨城県北相馬郡利根町布川三番割 14. 3. 28 取手化学有限会社 茨城県取手市吉田95 - 201 201.00円 / kg 一般競争入札  
14. 3. 11

~~~~~

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成14年 5月30日

茨城県西流域下水道事務所長 竹 下 哲 男

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合にはその理由

利根左岸さしま流域下水道処理施設 (さしまアクアステーション) 及び鬼怒小貝流域下水道処理施設 (きぬアクアステーション) 維持管理業務 一式 茨城県西流域下水道事務所 茨城県下妻市中居指933番地 1 14. 3. 28
クボタ環境サービス株式会社 東京都台東区松が谷 1丁目 3番 5号 113,400,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

~~~~~

## 規 程

( 企 業 局 )

#### 茨城県企業管理規程第 6 号

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年 5月30日

茨城県公営企業管理者

企業局長 福 田 克 彦

#### 茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設工事執行規程 (昭和49年茨城県企業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「昭和42年茨城県企業管理規程第15号」を「平成 5 年茨城県企業管理規程第 5 号」に、「第108条」を「第95条」に、「第127条」を「第90条」に改め、同条第 2 項中「合っては」を「あっては」に改め、同条第 3 項中「第 9 条」を「第96条」に改める。

第 5 条第 1 項中「管理者等が必要と認める工事については」を「入札参加者は、管理者等が別に定めるところにより」に「及び」を「又は」に、「あわせて提示する」を「併せて提示し、又は提出する」に改める。

様式第 2 号中

「うち取引に係る消費税額 円

[注] 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 6 年法律第 111 号) の施行後は、「うち取引に係る消費税額」を  
とあるのは、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」とする。」

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円」に改め、同様式の備考中第 3 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 87 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、第 44 条を次の条文に差し替える。

(かし担保)

第 44 条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項 (第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 87 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令 (平成 12 年政令第 64 号) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める部分のかし (構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。) について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

5 甲は、工事目的物が第 1 項のかしにより滅失又はき損したときは、第 2 項又は第 4 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

6 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

様式第 2 号の備考第 2 項中「標記」を「表記」に改め、同項を同様式の備考第 3 項とし、同様式の備考中第 1 項を第 2 項とし、第 2 項の前に次の 1 項を加える。

1 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事である場合は、頭書中「5 契約保証金」とあるのは、

「5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用

(2) 再資源化等に要する費用 とする。

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」

様式第 3 号中「法律第 111 号」を「法律第 100 号」に改め、「弁護士法」の次に「(昭和 24 年法律第 205 号)」を加え、「民事訴訟法」を「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律 (明治 23 年法律第 29 号)」に改める。

様式第 4 号中



「うち取引に係る消費税額 円 増 減

[注] 地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第111号）の施行後は、「うち取引に係る消費税額」とあるのは、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」とする。」

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 増 減」に、

「注 「延長及び「増減」については、不用のものを消すこと。」を

「注 1 「延長及び「増減」については、不用のものを消すこと。」

2 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事である場合は、

「4 変更設計図書 別冊のとおり とあるのは、

5 その他の変更事項 別冊のとおり」

「4 解体工事に要する費用等に係る変更事項

5 変更設計図書 別冊のとおり とすること。

6 その他の変更事項 別冊のとおり 」

改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)